

議案第100号

瑞穂町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部
を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成27年12月16日

提出者 瑞穂町長 石塚 幸右衛門

(提案理由)

瑞穂町議会の議員の期末手当について改定する必要があるので、
本案を提出する。

瑞穂町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の
一部を改正する条例

瑞穂町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和
31年条例第9号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の157.5」を「100分の162.
5」に、「100分の172.5」を「100分の177.5」に
改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成28年1月1日から施行する。

(平成28年3月に支給する期末手当に関する特例措置)

- 2 平成28年3月に支給する期末手当については、改正後の第5条第2項中「100分の20」とあるのは「100分の30」とする。

瑞穂町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例 新旧対照表

新	旧										
<p>第1条から第4条 略 (期末手当)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれ前項の期日現在において、議員報酬の月額に議員報酬の月額の100分の15を加算した額(以下「手当額算定の基礎額」という。)に、3月に支給する場合には100分の20、6月に支給する場合には100分の162.5、12月に支給する場合には100分の177.5を乗じて得た額に、基準日以前3箇月以内(基準日が12月1日であるときは、6箇月以内)の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> </table> <p>第6条及び第7条 略</p> <p>別表 略</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p style="text-align: center;">(施行期日)</p> <p>1 この条例は、平成28年1月1日から施行する。 (平成28年3月に支給する期末手当に関する特例措置)</p> <p>2 平成28年3月に支給する期末手当については、改正後の第5条第2項中「100分の20」とあるのは「100分の30」とする。</p>	略		略	略	略	<p>第1条から第4条 略 (期末手当)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれ前項の期日現在において、議員報酬の月額に議員報酬の月額の100分の15を加算した額(以下「手当額算定の基礎額」という。)に、3月に支給する場合には100分の20、6月に支給する場合には100分の157.5、12月に支給する場合には100分の172.5を乗じて得た額に、基準日以前3箇月以内(基準日が12月1日であるときは、6箇月以内)の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> </table> <p>第6条及び第7条 略</p> <p>別表 略</p>	略		略	略	略
略		略									
略	略										
略		略									
略	略										